

貧困に対する支援

共通科目から専門科目へ

出題数: 7問(うち事例2問程度)⇒6問へ

特徴: ①生活保護法の概要 一番出る!

(公的扶助の歴史、8つの扶助、4原理4原則、権利と義務、福祉事務所、不服申し立て、最近の動向)

②貧困の概念整理

(ラウンタリー・ブースの社会調査・タウンゼントの相対的剥奪)→「社会保障」「現代社会と福祉」

③自立支援プログラム→「現代社会と福祉」「就労支援」

④生活福祉資金貸付制度 よく出る!

⑤生活困窮者自立支援法 よく出る!

出る順に勉強しよう!!

- | | | |
|---------------|---|-------|
| 1: 基本原理と基本原則 | } | 生活保護法 |
| 1: 扶助の種類と方法 | | |
| 2: 福祉事務所 | | |
| 3: 保護の実施機関 | | |
| 4: 保護の補足性の原理 | | |
| 4: 生活福祉資金貸付制度 | | |
| 5: 人員別動向 | ⇒ | 生活保護法 |
| 6: 生活困窮者自立支援法 | | |

生活保護法における出る順！！

- 1: 基本原理と基本原則
- 1: 扶助の種類と方法
- 2: 福祉事務所
- 3: 保護の実施機関
- 4: 保護の補足性の原理
- 5: 人員別動向
- 権利及び義務、費用負担区分、生活保護基準、保護施設



同じこと。

▶ 原理・原則

生活保護法
1950（昭和25）年公布

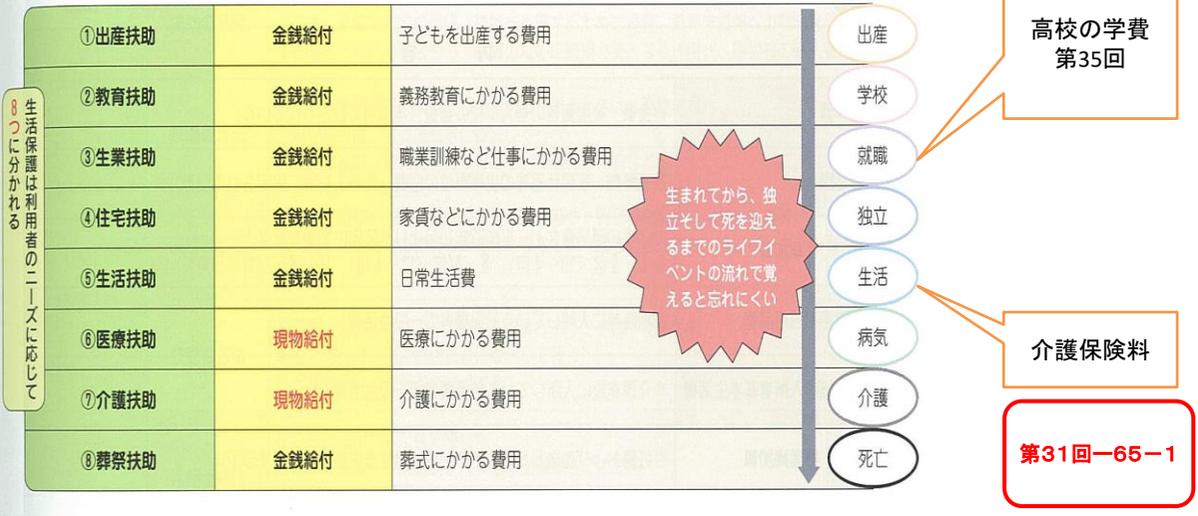
26回 ~ 毎年 連続出題

基本原理	第1条	国家責任の原理	● 憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する 30回・35回
	第2条	無差別平等の原理	● すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、保護を無差別平等に受けることができる ● 保護を要する状態に立ち至った原因の如何や、社会的な身分や信条などにより優先的または差別的に取り扱われることはない
	第3条	最低生活の原理	● 保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない
	第4条	保護の補足性の原理 35回、30回、29回、27回	● その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる ● 民法に定める扶養義務者の扶養が生活保護法による保護に優先して行われる
保護の原則	第7条	申請保護の原則 30回、29回、27回	● 「要保護者」「扶養義務者」「同居の親族」の申請に基づいて開始する ● 急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる
	第8条	基準および程度の原則 35回、34回、30回、27回	● 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要をもととして行う ● 基準は、必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない
	第9条	必要即応の原則 30回、28回、27回	● 要保護者の年齢別、性別、健康状態などその個人または世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行う
	第10条	世帯単位原則 30回、28回、27回	● 世帯単位を原則とする。これによりがたいときは、個人を単位とすることもできる

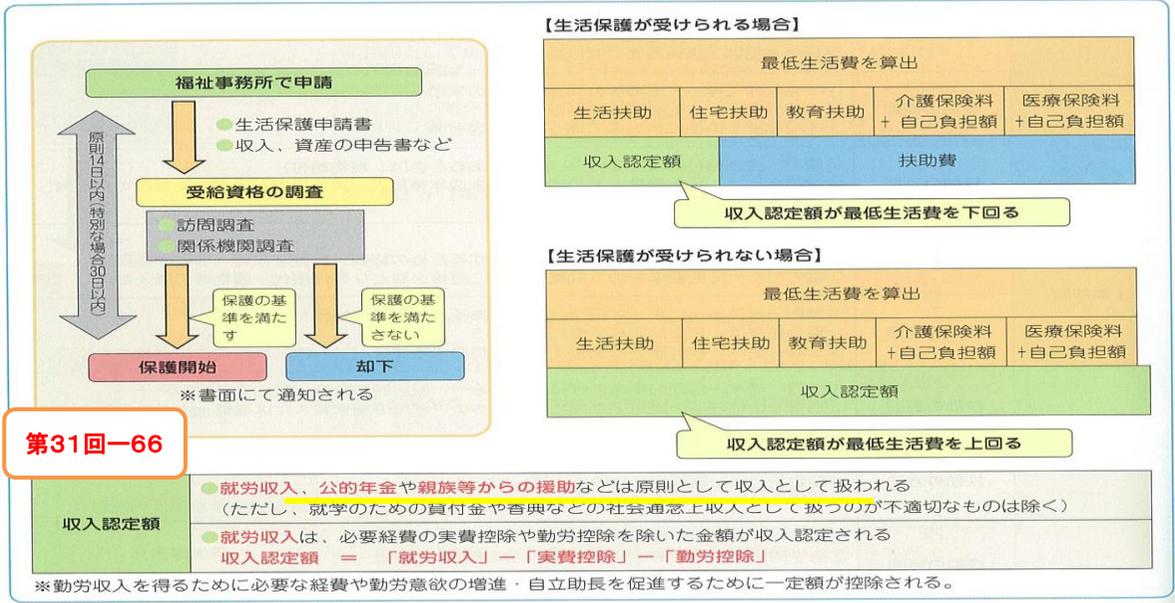


毎年 出題！！

8つの扶助



生活保護利用の流れ



種類	内容	
生活扶助	生活扶助の範囲	①衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送
	生活扶助の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として金銭給付によって行う（必要があるときは、現物給付も行うことができる） ●保護金品は、原則として1月分以内を限度として前渡しする ●居宅において生活扶助を行う場合は、世帯単位に計算し、世帯主に交付する（必要があるときは、被保護者個々に交付できる） ●施設介護を受けている場合は、施設の長に対して交付することができる

生活扶助費は、「第1類」+「第2類」+「各種加算」により算出されます。



第29回の問題では、第一類と第二類について詳しく出題されている。
 第一類→所在地域区分ごと、性別によらず、年齢別に。
 第二類→世帯人員別、受給期間ではなく地域別。

第29回

種類	内容		
生活扶助	第1類	●食費・被服費等の個人単位の経費（年齢別に設定されている）	
	第2類	●光熱費、家具什器等の世帯単位の経費（世帯人員別に設定されている）	
	冬季加算	●冬季の暖房費など（平成27年10月より地区別に期間が異なる） ●I・II区（10～4月）、III・IV区（11～4月）、V・VI区（11～3月）	
	入院患者日用品費	●病院等に入院している被保護者の一般生活費	
	介護施設入所者基本生活費	●介護施設に入所している被保護者の一般生活費	
	各種加算	妊産婦加算	●妊婦および産後6か月までの妊婦に対する栄養補給に対する加算
		母子加算	●父母の一方若しくは両方が欠けている場合などに加算（父子世帯も対象）
		障害者加算	●身体障害1～3級、障害基礎年金1、2級の障害者の特別な需要に対して加算
		介護施設入所者加算	●介護施設に入所中の教養娯楽等特別な需要に対する加算
		在宅患者加算	●在宅患者の栄養補給等のための特別な需要に対する加算
		放射線障害者加算	●原爆放射能による負傷、疾病等の状態にある者に対する特別な需要に対する加算
		児童養育加算	●中学校修了前までの児童の教養文化的経費等の特別な需要に対する加算
		介護保険料加算	●介護保険の第1号被保険者の介護保険料に対する加算
	期末一時扶助	●年末（12月）の特別な需要に対する経費	
	一時扶助	●保護開始時、出生、入学準備、入退院等に際して、緊急やむを得ない場合などの経費	



生活保護

生活扶助基準

第29回

生活扶助基準の算出方法



①生活扶助基準（第1類費）

単位：円（2012年度）

年齢	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
0～2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200
3～5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420
6～11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70～	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

②生活扶助基準（第2類費）

単位：円（2012年度）

人員	1級地		2級地		3級地	
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
1人	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660
2人	48,070	45,910	43,740	41,580	39,420	37,250
3人	53,290	50,890	48,490	46,100	43,700	41,300
4人	55,160	52,680	50,200	47,710	45,230	42,750
5人以降加算	440	440	400	400	360	360

保護の実施機関

35回、34回、33回、32回、31回、第29回、27回、26回出題

福祉事務所	実施機関	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県知事、市長、福祉事務所を設置する町村長は、次の者に対して保護を決定し、実施しなければならない ①管理する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者 ②居住地がないか、明らかでない要保護者で、管理する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの ●福祉事務所を設置しない町村長は、急迫時の応急的な保護や、要保護者を発見した場合の実施機関への通報、保護の申請書を受け取った場合に実施機関へ送付などを行う
	第30回	
	所長	●都道府県知事または市町村長の指揮監督を受けて、所務を掌理する
	第31回	
	査察指導員 (社会福祉主事)	●所長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督を行う
現業を行う所員 (社会福祉主事)	<ul style="list-style-type: none"> ●所長の指揮監督を受けて、援護を要する者等に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護の必要の有無およびその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務を行う 	
所員の定員	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県 被保護世帯65世帯/人（390以下の場合6人） ●市 被保護世帯80世帯/人（240以下の場合3人） ●町村 被保護世帯80世帯/人（160以下の場合2人） 	
事務員	●所長の指揮監督を受けて、所の庶務を行う	
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ●保護費、保護施設事務費および委託事務費 国3/4、地方（※）1/4 （※）市、福祉事務所設置町村、都道府県（福祉事務所を設置しない町村分） ●都道府県は、居住地がないか、または明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費および委託事務費の1/4を負担 	

生活保護における国の役割

- 所管は、厚生労働省 社会・援護局
- _____大臣は、告示により生活保護基準を定める
- _____大臣は、国の開設した医療機関について、指定医療機関の指定および指定取り消しの権限を有する。
- _____大臣は、都道府県に対して一定の事由があるときは、その運営する保護施設の設備もしくは運営の改善、事業の停止または施設の廃止を命じることができる。

生活保護における都道府県の役割

- 都道府県は、生活保護の所管部局を設置し、次の事務を行う。
 - ・福祉事務所の設置義務
 - ・市町村に対する事務監査
 - ・社会福祉法人等の運営する保護施設の改善命令、事業の停止、認可取り消し
 - ・国以外が開設した医療機関について、指定医療機関の指定、指定取り消し、立ち入り検査
 - ・指定介護機関の指定、立入検査
 - ・審査請求の裁決 など

生活保護における市／町村の役割

- 市(特別区を含む)は、福祉事務所を設置する義務がある。
- 生活保護事務は、国から都道府県を通して市への「法定受託事務」となっている。以前の「機関委任事務」に比べて、地方自治体の自主性や自立性を高めることになった。
- 町村は、任意で福祉事務所を設置することができる。
- 町村が福祉事務所を設置しない場合は、都道府県が設置する福祉事務所がその事務を行う。
- 福祉事務所を設置していない町村の長は、次頁の事項について義務を負う。

◆福祉事務所を設置していない町村の役割

第30回、第29回で出題

- ①急迫した事由で放置できないときは応急的処置を行う。
- ②要保護者の発見、被保護者の生計その他の状況の変動を発見
→保護の実施機関や福祉事務所長に通報
- ③保護の開始、変更の申請を受理したら、保護の実施機関に送付すること(申請書の送付)
- ④保護の実施機関や福祉事務所長の求めに応じ、被保護者に対して金品を交付する。(保護金品の交付)
- ⑤保護の実施機関や福祉事務所長の求めに応じ、要保護者に関する調査を行う。

福祉事務所の役割と組織

■福祉事務所(社会福祉法第14条「福祉に関する事務所」)

福祉六法を取り扱う機関。

都道府県と市⇒義務設置／町村は任意設置

都道府県福祉事務所⇒福祉三法(生保、児童、母子及び…)

市町村福祉事務所⇒福祉六法(老人、身体、知的…)

■所長、査察指導員、現業員、事務員を置かなければならない。

■査察指導員と現業員は社会福祉主事であればならない。

■現業員の定数は社会福祉法に標準数が規定され、都道府県および市町村が条例で定める。

社会福祉主事とは？

■社会福祉法第19条

■福祉事務所の社会福祉主事は、生活保護の施行について、都道府県知事または市町村長の事務の執行を補助するもの「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある者」

①大学、短大等で厚生労働大臣の指定する3科目以上を履修して卒業した者

②都道府県知事の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者

③社会福祉士

④厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

⑤上記①～④に掲げるものと同程度の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定める者

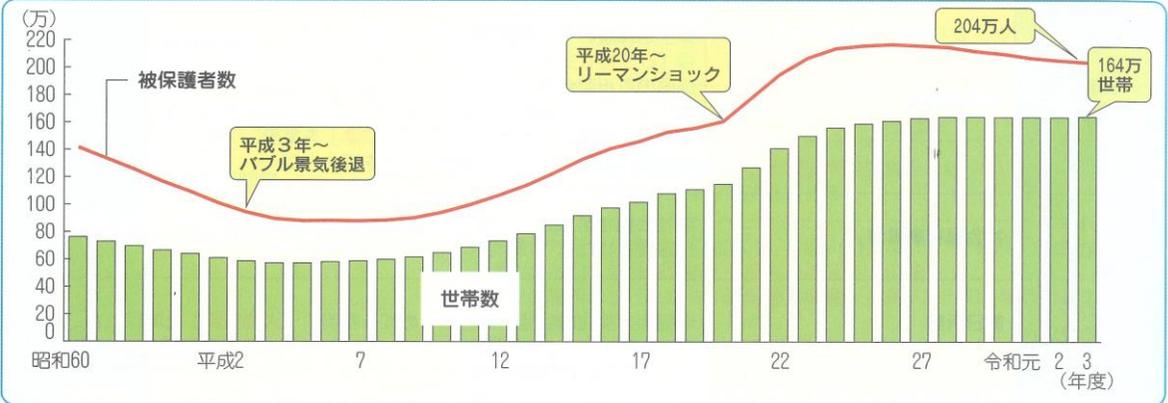
人員別動向

令和4年度 202万人(保護率1.62%)

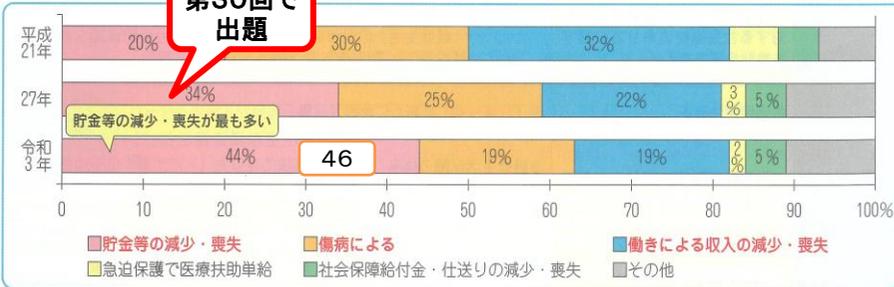


令和3年度1か月平均の被保護者数は約204万人(保護率1.62%)、被保護世帯数は約164万世帯です(平均世帯員数は約1.24人)。

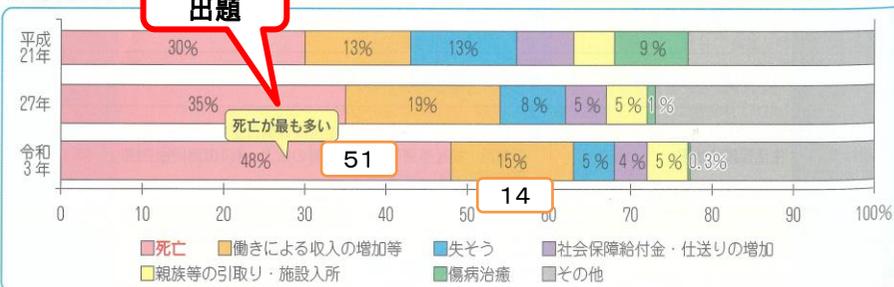
● 「被保護者数」と「被保護世帯数」(1か月平均)の年次推移



● 保護開始理由



● 保護廃止理由



資料：厚生労働省「被保護者調査」(令和3年度)

生保からの脱却がしにくい社会

人員が多い ≠ 扶助額が多い

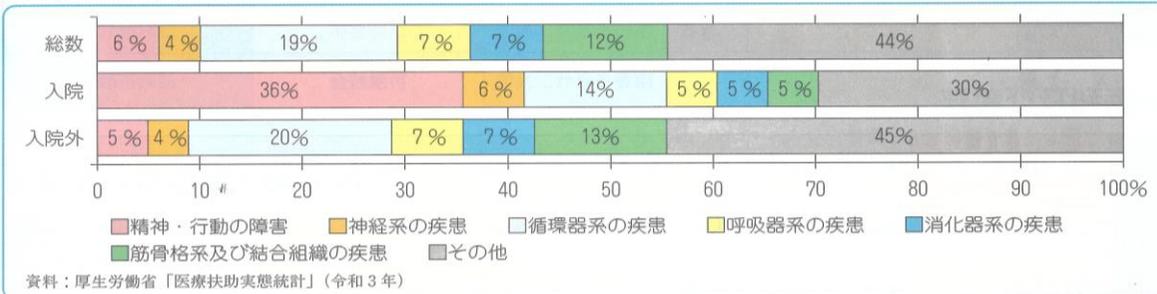
●保護の種類別扶助人員（令和3年度）



●生活保護費負担金扶助別内訳（令和2年度）



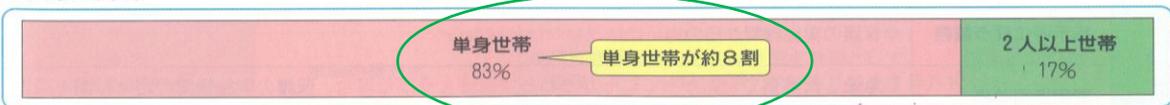
●医療扶助受給者の傷病分類別構成割合



●世帯類型別



●世帯人員別



資料：厚生労働省「被保護者調査」（令和3年度）

▶ 権利および義務

第34回、第32回、第28回、第26回、
第24回で出題

権利	不利益変更の禁止	● 正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されない
	公課の禁止	● 保護金品を標準として租税その他の公課を課せられない
	差押の禁止	● 既に給与を受けた保護金品またはこれを受ける権利を差し押えられることがない
義務	譲渡禁止	● 保護を受ける権利を譲り渡すことができない
	生活上の義務	● 常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない
	届出の義務	● 収入、支出その他生計の状況に変動があったとき、または居住地、世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関または福祉事務所長にその旨を届け出なければならない
	指示等に従う義務	● 保護の実施機関からの指示には従わなければならない
	費用返還義務	● 急迫した事情で資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、保護の実施機関の定める額を返還しなければならない

34

▶ 用語の定義

第30回

保護	要保護者	● 現に保護を受けていないにもかかわらず、保護を必要とする状態の人
	被保護者	● 現に保護を受けている人
給付	現物給付	● 物品の給与または貸与、医療の給付、介護サービスなど金銭以外で保護を行う
	金銭給付	● 金銭の給与または貸与によって保護を行う

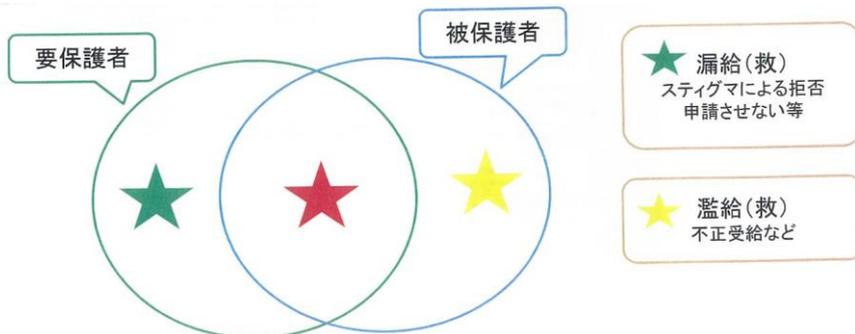


表4-2 生活保護制度の費用負担区分

経費	居住地区分	国	都道府県 または 指定都市 ・中核市	市町村 または 事業者
保護費 〔施設事務 費および 委託事務 費を含む〕	市または福祉事務所を設置している町 村内居住者	$\frac{3}{4}$	-	$\frac{1}{4}$
	福祉事務所を設置していない町村内居 住者	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	-
	指定都市・中核市内居住者	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	-
	居住地の明らかでない者	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	-
保護施設 設備費	社会福祉法人立または日本赤十字社立	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$
就労自立給 付金・進学 準備給付金	福祉事務所の所管区域内に居住地を有 する被保護者	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$ または $\frac{1}{4}$	
被保護者就 労支援事業	都道府県支弁費用	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	-
	市町村支弁費用	$\frac{3}{4}$	-	$\frac{1}{4}$

注：なお、生活保護費予算のうち保護費については、その事業の本質にかんがみ予算執行上、財政法第35条第3項ただし書による予備費使用の特例が認められている。

費用負担区分

生活扶助基準の算定方法

1946年～1947年 (昭和21年～昭和22年)	標準生計費方式	●当時の経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式
1948年～1960年 (昭和23年～昭和35年)	マーケット・ バスケット方式	●最低生活維持に必要な、食料、衣服、光熱水費用などの品目をバスケット（買い物かご）に入れるように選び、それを市場価格に換算して最低生活費を算出する方式
1961年～1964年 (昭和36年～昭和39年)	エンゲル方式	●家計に占める飲食物費の割合（エンゲル係数）をもとに、最低生活費を算出する方式
1965年～1983年 (昭和40年～昭和58年)	格差縮小方式	●民間最終消費支出の伸び率を基礎として、格差縮小分を加味して生活扶助基準の改定率を算出する方式
1984年～ (昭和59年～)	水準均衡方式	●民間最終消費支出の伸び率を基礎として、一般世帯の消費支出水準を勘案して生活扶助基準の改定率を算出する方式

35回

▶ 保護施設

保護施設は5種類

第34回、第25回で出題

救護施設が最も多い

種別	施設種類	概要	施設数
第1種 社会福祉事業	1 救護施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設 ● 救護施設は、自立支援の観点から、保護施設退所者を対象に、通所による生活指導・指導訓練等と居宅等への訪問による生活指導等の事業も行うものとされている 	185
	2 更生施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体上または精神上の理由により養護および生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設 	19
	3 授産施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体上もしくは精神上の理由または世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の修得のために必要な機会および便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設 	18
	4 宿所提供施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設 	11
第2種	5 医療保護施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設 	59

保護施設を設置できるのは、都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人、日本赤十字社

生活保護の沿革

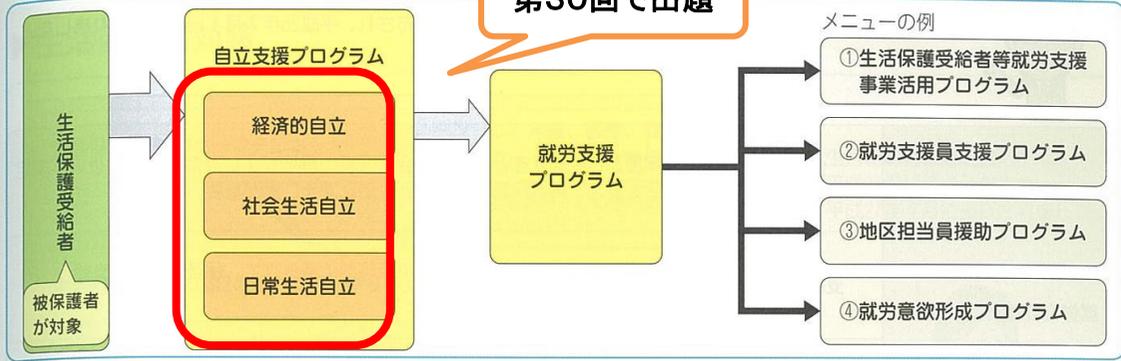
■生活保護制度の沿革

単身の障害者・疾病者・13歳以下の年少者、70歳以上の働けない者

年	制度	内容
1874 (明治7)	恤救規則	親族扶養や地域の互助が原則。対象を「無告ノ窮民」に厳しく限定した。米代相当の現金給付
1929 (昭和4)	救護法	生活困窮者を居宅保護により救護する。稼働能力を有している者については対象外とする制限扶助主義をとった。また、扶養義務者が扶養できる場合は、救護しない（急迫の場合を除く）
1945 (昭和20)	生活困窮者緊急生活援護要綱	戦災者・引揚者・復員者だけでなく、失業者も対象として、宿泊・給食・医療・衣料等を現物給付
1946 (昭和21)	「社会救济」SCAPIN775 (連合国軍最高司令官指令)	GHQ (連合国軍最高司令部) が、無差別平等、国家責任、公私分離、最低生活保障、必要な救済費用に制限を加えない、といった原則を示した。旧生活保護法立案の基となった
1946 (昭和21)	旧生活保護法	第1条で無差別平等を定め、国家責任による保護を明文化。怠惰者、素行不良の者は保護の対象外とする、という欠格条項があった

8 生活保護受給者の自立支援プログラム

第30回で出題



事例で出題。連続出題。内容は生保の中身を問う問題である。

概要

●実施機関である福祉事務所が管内の生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的な内容・実施手順等を定め、個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するもの

●自立支援プログラムは自治事務（法定受託事務ではない）
●生活保護法第27条の2の「相談及び助言」に基づいて開始（生活保護法第27条の「指導及び指示」ではない）

対象者

●被保護者が対象

本人の意思と選択/同意が重要！！

プログラムの種類

●自立支援は、「経済的自立」に加えて、「社会生活自立」「日常生活自立」を含む

経済的自立プログラム

●就労による経済的自立のためのプログラム

社会生活自立プログラム

●社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ることをめざすプログラム

日常生活自立プログラム

●身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ることをめざすプログラム

支援過程

●生活保護における一般的な相談援助過程は次のように行われる

アセスメントと参加の説明

●被保護者と被保護者の環境に関する情報収集・整理・分析を行う
●プログラムの参加は、被保護者の同意のもとに行われることを確認する

プランニング

●支援課題の設定、自立支援計画の策定を行う

実施、モニタリング

●被保護者本人や環境への働きかけを行う
●モニタリング段階では、支援計画どおり行われているか確認する

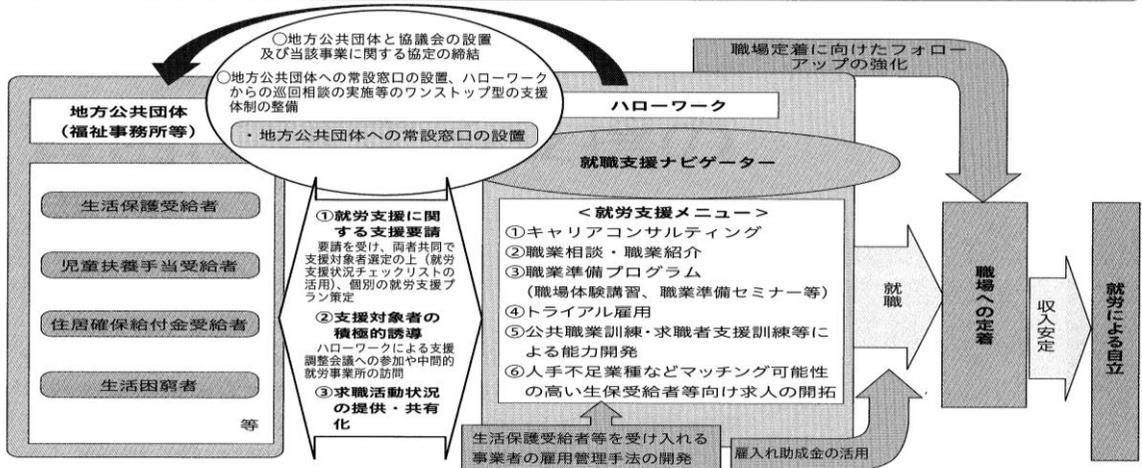
ターミネーション

●被保護者が目標を達成した場合などに終了する

生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施してきたところ。生活保護受給世帯数の高止まり、平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法の施行に伴う支援対象者の増等にも対応するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



支援対象者: 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援事業) の支援を受けている者

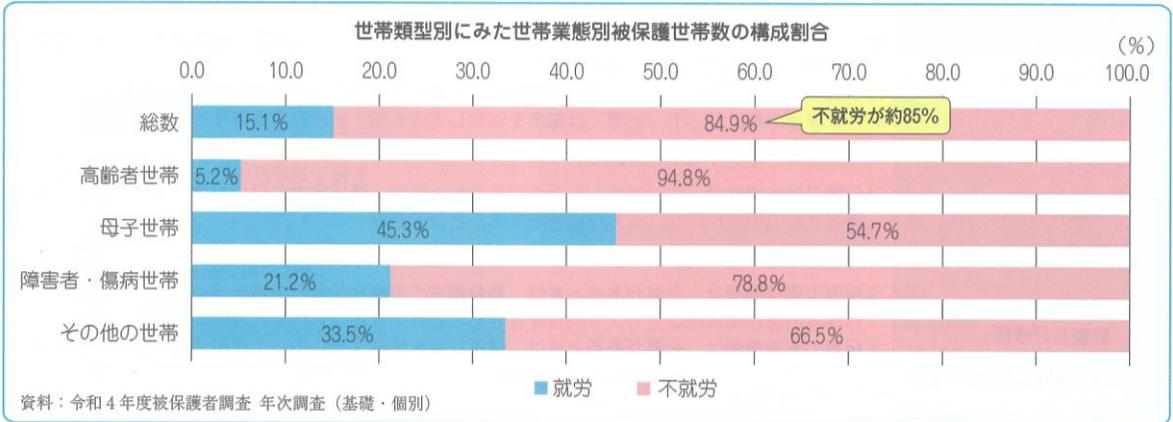
支援要件: ①稼働能力がある者、②就労意欲が一定程度以上ある者、③就労するにあたり著しい阻害要件がない者、④事業参加への同意がある者 ①～④の全てを満たす者。

実施体制: ハローワークと福祉事務所が連携し、支援対象者ごとに就労支援チームを設置。

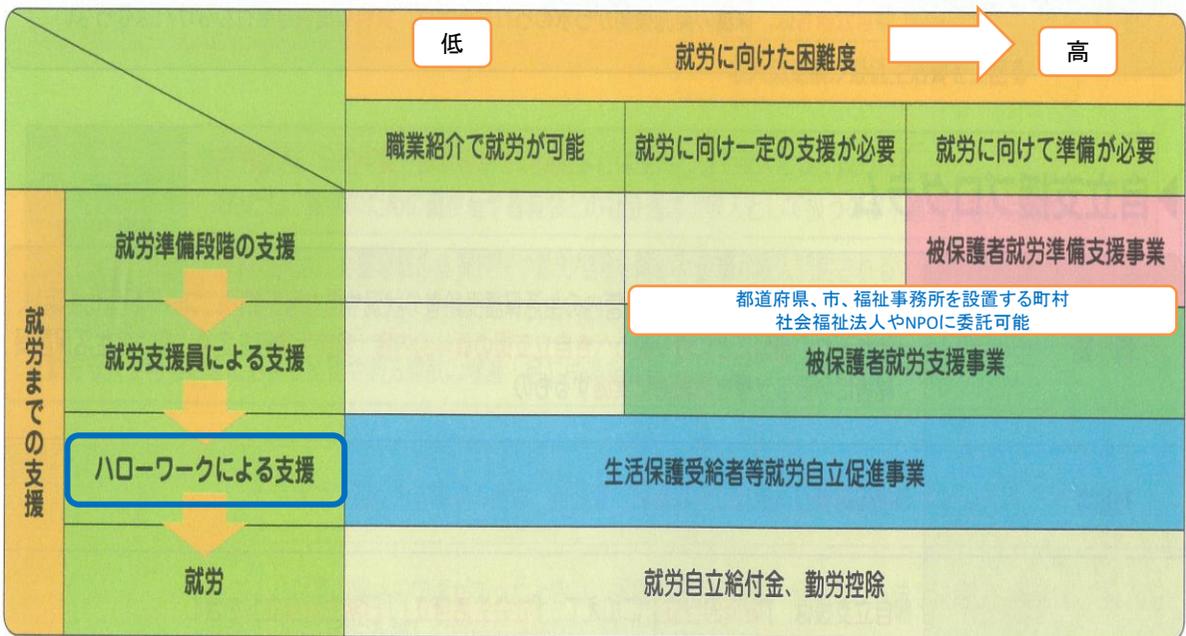
ハローワーク (事業担当責任者・就職支援ナビゲーター)

福祉事務所 (福祉部門担当コーディネーター)

▶生活保護制度の就労支援



生活保護受給世帯の自立支援を強化するために、被保護者のニーズに応じた就労支援が行われています。



●被保護者就労準備支援事業

被保護者就労準備支援事業	●就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、 就労に向けた課題をより多く抱える被保護者 に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的に実施する事業	
	実施主体	●都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）
	対象者	● 保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者 であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者
	支援内容	● 日常生活自立 に関する支援（適切な生活習慣の形成を促す） ● 社会生活自立 に関する支援（社会的能力の形成を促す） ● 就労自立 に関する支援（一般就労に向けた技法や知識の習得等を促す）

●被保護者就労支援事業

被保護者就労支援事業	● 被保護者の自立の促進を図る ことを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業	
	実施主体	●都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）
	対象者	● 保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者 であって、就労による自立に向け個別支援を行うことが効果的と思われる者
	支援内容	● 就労支援員 による、 ハローワークへの同行支援 、キャリアコンサルティング、履歴書の作成指導、個別求人開拓、 面接対策 、就労後のフォローアップ等

●生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業	●生活保護受給者を含め生活困窮者を広く対象として、 ハローワーク と地方自治体の協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進	
	対象者	● 生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者
	支援内容	● 個別の就労支援プラン策定 ●キャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、職業準備プログラム、トライアル雇用、公的職業訓練等による能力開発、個別求人開拓などさまざまなメニューから選択する

●就労自立給付金

就労自立給付金	●生活保護受給者の就労による自立の促進を図ることを目的として、 安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった者 に対して、就労自立給付金を支給する	
	支給方法	●保護廃止月から起算して前6か月間の 収入充当額 （就労収入から勤労控除・必要経費等を控除した額）に 10% を乗じた額を最低給付額（単身者：2万円、複数世帯：3万円）に上乗せし、世帯を単位として、一括して支給
	対象者	●安定した職業（おおむね6か月以上雇用見込み）に就いたことにより 保護を必要としなくなった人
	支給額	●上限額 単身世帯10万円、複数世帯15万円 ●最低給付額 単身世帯2万円、複数世帯3万円

進学・就職に関する支援

全世帯の大学進学率
75.2%

生活保護世帯
39.9%

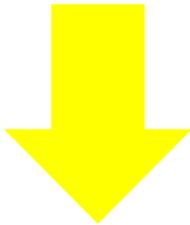
2024 (令和6) 年 4月改正	●都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者その他厚生労働省令で定める者に限る。）で、次のいずれかに該当するものに対して、進学・就職準備給付金を支給する	
進学・就職準備給付金	対象者	1 ●特定教育訓練施設（大学、短大、専修学校等）に確実に入學すると見込まれる者 2 ●安定した職業に確実 [○] に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者
	支給額	●転居する場合 30万円 ●自宅から通学・通勤する場合 10万円
2024 (令和6) 年 10月施行	●保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の方法により、子ども及び保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業を実施することができる	

▶ 調整会議

2025 (令和7) 年 4月施行	●保護の実施機関は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関等により構成される会議を組織することができる	
	検討内容	●調整会議は、被保護者に対する自立の助長を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被保護者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする
	関係機関等との連携	●調整会議は、情報交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、被保護者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる
	支援会議との連携	●調整会議は、生活困窮者自立支援法又は社会福祉法に規定する「支援会議」が組織されているときは、被保護者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努める

ここから先は、
生活保護法**以外**の低所得者対策だよ！

頭を切り替えて！！
ちゃんと区別してね☆



生活福祉資金貸付制度

- 実施主体は 都道府県社会福祉協議会
 - 相談・受付は 市町村社会福祉協議会
 - 対象 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯など
 - 要保護世帯の場合は、市町村社協は所管する福祉事務所長の意見を聞かなければならない。
 - 低利子または無利子で貸し付ける
 - 複数の資金の貸付を重複して受けることが可能
- ※ コロナ禍で飲食業の方など、ニューカマーが
激増したとのことでした。

▶ 貸付の種類

資金の種類		貸付限度額	貸付利子
総合支援資金	生活支援費	●生活再建までの間に必要な 生活費	(単身)月15万円以内 (2人以上)月20万円以下 貸付期間12月以内
	住宅入居費	●敷金・礼金等 住宅の賃貸借契約 を結ぶために必要な費用	40万円以内
	一時生活再建費	●生活を再建するために 一時的に必要な費用 など	60万円以内
福祉資金	福祉費	● 生業 を営むための費用、 技能習得 に必要な費用、 障害者用自動車の購入費用 など	580万円以内
	緊急小口資金	● 緊急かつ一時的 に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内
教育支援資金	教育支援費	●低所得世帯に属する者が 高等学校 、 大学 または 高等専門学校 に就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (大学) 月6.5万円以内
	就学支度金	● 入学 に際し必要な経費	50万円以内
不動産担保型生活資金	(一般世帯向け)	●「 低所得 」の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の70%程度
	(要保護世帯向け)	●「 要保護 」の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の70%程度

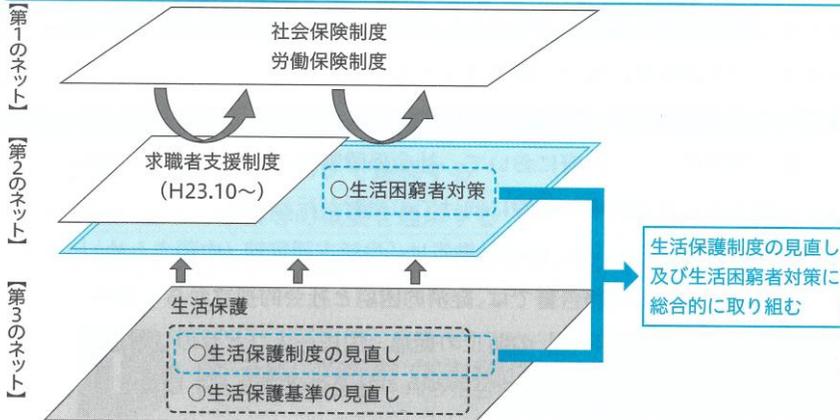
注：同一世帯に対して、複数の資金を同時に貸し付けることができる。貸付金を償還期限までに返却しなかった場合**延滞利子**を付して返済しなければならない。

生活困窮者自立支援法

テキスト126P

図5-1 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。



出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室「生活困窮者自立支援制度について」（平成27年7月），p.5

2015年4月施行

生活困窮者自立支援法

■目的

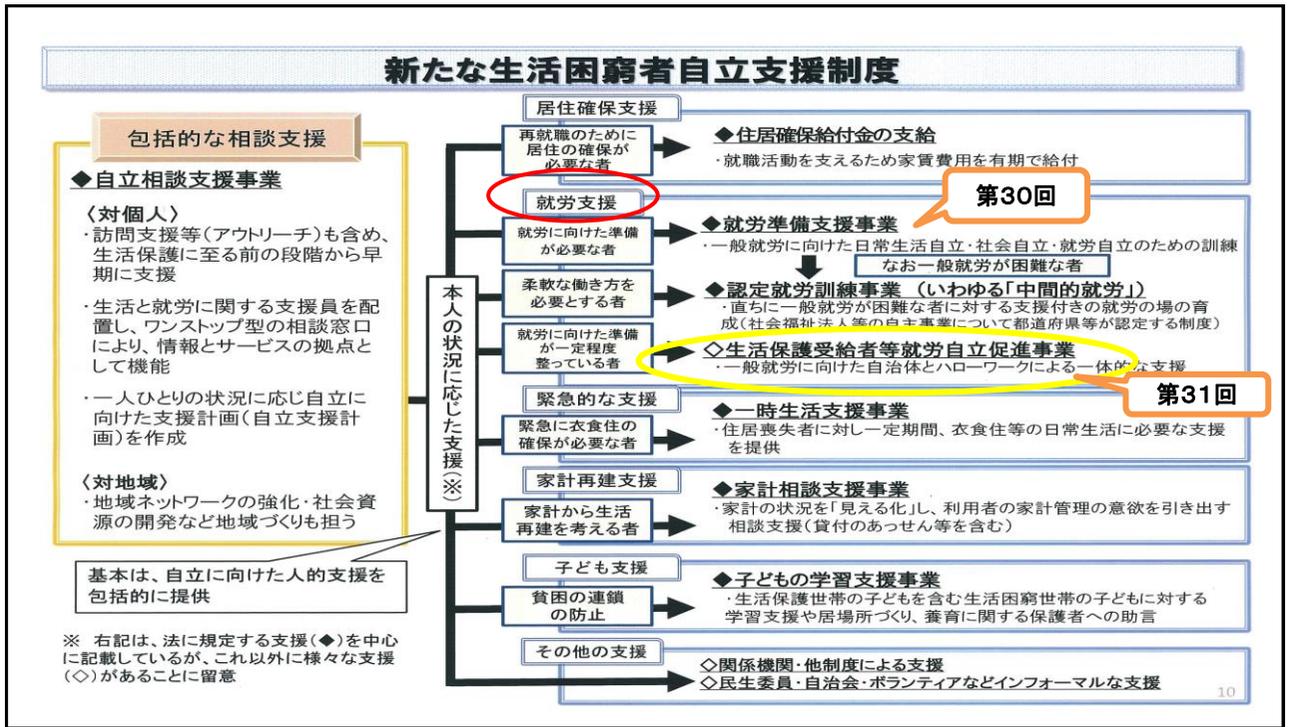
生活保護に至る前の自立支援策の強化と
生活困窮者の自立の促進を図る

■「生活困窮者」・・・「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」

■実施主体

- 都道府県
- 市
- 福祉事務所を設置する町村

2025(令和7)年4月～
被保護者であって、その状況に照らして将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める者に該当すると認められる者



生活困窮者自立支援法

必須事業	自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員を配置 	国庫負担 3/4
	住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 前期等により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」を支給(原則3か月。最長9か月) 	
努力義務	就労準備支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用による就業が困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業(原則1年以内) 	国庫補助 2/3 一体的に実施した場合 2~2/3
	家計改善支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業 	
任意事業	一時生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施(最長3か月) ◆ シェルター等の施設受入者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援 	
	子どもの学習・生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習の援助を行う事業 ◆ 子ども及び保護者に対し、子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業 	
	就労訓練事業(中間的就労)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う ◆ 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努める ◆ 就労訓練事業を行うにあたっては、事業所ごとに、都道府県知事の認定を受けなければならない 	
	支援会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都道府県等は、関係機関、都道府県等から生活困窮者自立相談支援事業等の委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体などにより構成される会議を組織することができる 	努める
	利用勧奨等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行にあたって、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努める 	

2025. 7 ~ 努力義務に変更

認定就労訓練所(中間的就労)



通所介護(デイサービス)
焙煎工房はこまめ屋

福岡県



ご挨拶／

2018年7月に宮崎宮近くオープンした、フェアトレードの豆のみを扱うこだわりの自家焙煎珈琲販売店です。豆の選別は生豆の段階と焙煎後の2回、手作業で一つひとつ丁寧に、雑味の少ない美味しいコーヒー豆に仕上げています。焙煎して商品とするまでの工程の中に就労訓練を組み込み、生きづらさを抱える若者等の社会参画に、ワーカーズRe・Bornが伴走支援しています。福岡市の認定就労訓練所の一つです。

★紹介動画(YouTube)もご覧ください! →
[紹介動画 焙煎工房はこまめ屋]

★Instagramやってみますよフォローしてね! →
[Instagram 焙煎工房はこまめ屋]

★グリーンコブ産直市場へようこそ! インターネットではこまめ屋のコーヒーが買えるのはここだけ! → [グリーンコブ産直市場 焙煎工房はこまめ屋]



■国および地方公共団体は、受注の増大を図るように努める。

■事業所ごとに、都道府県知事の認定を受けなければならない。

■自立相談支援事業と就労準備支援事業、家計改善支援事業との一体的実施が促進されている。

■住居確保給付金の支給期間は、原則3か月、最長9か月。家賃相当を支給。

■就労準備支援事業は、原則1年を超えない期間での有期の訓練を提供する事業である。

■自立相談支援事業には3職種を配置するのが基本。

主任相談支援員

相談支援員

就労支援員

自立相談支援事業の体制について

○ 自立相談支援機関において、以下の3職種を配置することを基本とする。

※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども可能である。しかしながら、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援業務のマネジメント ・支援の内容及び進捗状況の確認、助言、指導 ・スーパービジョン(職員育成) ○高度な相談支援(支援困難事例への対応等) ○地域への働きかけ ・社会資源の開拓・連携 ・地域住民への普及・啓発活動
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援全般 ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援等(アウトリーチ) ○個別・継続的・包括的な支援の実施 ○社会資源その他の情報の活用と連携
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○就労意欲の喚起を含む福祉面での支援 ○担当職制によるハローワークへの同行訪問 ○キャリア・コンサルティング ○履歴書の作成指導 ○面接対策 ○個別求人開拓 ○就労後のフォローアップ等

低所得者への住宅政策

■ 公営住宅（公営住宅法）

- ・低廉な家賃で賃貸する制度。近隣同種の住宅の家賃以下で毎年決定される。
- ・入居者の死亡、退去⇒同居者は事業主体の承認を受けて居住し続けられる
- ・病気などの事情で、敷金の減免もある。

▶ 無料低額宿泊所等（社会福祉法）

生活保護の住宅扶助を利用できる。

第一種社会福祉事業	無料低額宿泊所	● 生計困難者のために、 無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業	令和2年4月新設
	日常生活支援住居施設	● 無料低額宿泊所であって、 被保護者に対する日常生活上の支援を行う施設 として都道府県知事の認定を受けたもの ● 入所者それぞれの課題等に応じた 個別支援計画 に基づいて必要な支援を行う	
	無料低額診療事業	● 生計困難者のために、 無料又は低額な料金で診療を行う事業	
	無料低額介護老人保健施設利用事業	● 生計困難者に対して、 無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業	
	隣保事業	● 隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させること その他その近隣地域における 住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業	

単元①：公的扶助
26 社会手当

専門



根拠法	児童手当法 (昭和46年公布)	児童扶養手当法 (昭和36年公布)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年公布)																						
名称	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当																				
支給要件児童等	●15歳(令和6年10月から18歳)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	●18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児は20歳未満)	●20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童	●精神又は身体に 重度の障害 を有するため、日常生活において 常時の介護 を必要とする在宅の20歳未満の者	●精神又は身体に著しく 重度の障害 を有するため、日常生活において 常時特別の介護 を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者																				
支給要件	「父母等に支給」 ●支給要件児童を監護し、かつ児童と生計を同じくする父又は母等(未成年後見人がある場合は未成年後見人) 「施設等設置者に支給」 ●児童養護施設、障害児入所施設、里親などに委託されているとき	「父母に支給」 ●父母が離婚、父又は母の死亡、障害、DV保護命令を受けたときなど 「養育者に支給」 ●上記に該当する場合で、父又は母以外の者が児童を養育するとき	「父母に支給」 ●障害児の父もしくは母がその障害児を監護するとき 「養育者に支給」 ●障害児の父母以外の者がその障害児を養育するとき	「本人に支給」	「本人に支給」																				
手当月額 (令和6年4月現在)	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>令和6年10月支給分より</th> </tr> <tr> <td>0～2歳</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学生</td> <td>10,000円 (障害児加算) 15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>所得制限以上</td> <td>9,000円</td> </tr> </table>	種別	令和6年10月支給分より	0～2歳	15,000円	3歳～小学生	10,000円 (障害児加算) 15,000円	中学生	10,000円	高校生	10,000円	所得制限以上	9,000円	<table border="1"> <tr> <th>支給対象</th> <th>一部支給</th> </tr> <tr> <td>児童1人目</td> <td>45,490円 -10,240円</td> </tr> <tr> <td>児童2人目</td> <td>10,240円 -5,380円</td> </tr> <tr> <td>児童3人目</td> <td>6,440円 -3,230円</td> </tr> </table>	支給対象	一部支給	児童1人目	45,490円 -10,240円	児童2人目	10,240円 -5,380円	児童3人目	6,440円 -3,230円	<ul style="list-style-type: none"> ●1級 55,350円 ●2級 36,860円 	15,690円	28,840円
種別	令和6年10月支給分より																								
0～2歳	15,000円																								
3歳～小学生	10,000円 (障害児加算) 15,000円																								
中学生	10,000円																								
高校生	10,000円																								
所得制限以上	9,000円																								
支給対象	一部支給																								
児童1人目	45,490円 -10,240円																								
児童2人目	10,240円 -5,380円																								
児童3人目	6,440円 -3,230円																								
支給制限	住所	●原則として、児童が 日本国内に住所 がないときは支給しない																							
	施設入所	●施設等設置者に支給	●児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)に入所しているときは支給しない		●施設入所、3か月を超えて入院しているときは支給しない																				
	所得制限	●令和4年10月支給分から一定所得以上の世帯は支給されなかったが、令和6年10月より所得制限は撤廃される	●所得が一定の額以上であるときは支給しない																						
費用負担	●国2/3、地方1/3 ●被用者(3歳未満)は 事業主負担 あり	●国1/3 ●地方2/3	●国1/1	●国3/4 ●地方1/4																					